TICAD8 サイドイベント　オンラインセミナー
「アフリカ農学と土壌肥沃度・貧栄養土壌管理の課題」運営等業務仕様書

国際農林水産業研究センター（国際農研）は、長年にわたるアフリカでの国際共同研究やマダガスカル・ブルキナファソでの「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS)」を通じ、現地の農業気候土壌・社会経済的条件に配慮した土壌肥沃度管理や貧栄養土壌での食料生産性向上を目標とした技術開発において、優れた研究成果を創出している。さらに、国際農研の第 5 期中長期計画では、食料プログラムのもと、食料栄養安全保障や持続可能な開発目標の視点から、農民にとっての作物・生業多様化の重要性に配慮し、システム研究アプローチに基づくプロジェクト体制を構築している。センター機能アピールの観点からも、国際農研が主体となり、「土壌の健康度（Soil Health)」を重視する国内外の研究・開発パートナーとビジョンを共有し、社会実装のための技術開発アプローチについて意見交換・議論を行う機会を国内外の関心のある方に広く周知するために、「アフリカ農学と土壌肥沃度・貧栄養土壌管理の課題」と題するセミナーをオンラインで開催する。

1. 適用範囲
この仕様書は、国際農研が開催する「アフリカ農学と土壌肥沃度・貧栄養土壌管理の課題」の運営等業務に関する仕様を示すものである。

2. 件名
「アフリカ農学と土壌肥沃度・貧栄養土壌管理の課題」運営等業務

3. 開催日時
令和 4 年 8 月 30 日（火）（日本時間 17:00～19:00）

4. 業務期間
契約締結日より令和 4 年 9 月 9 日（金）まで

5. 開催場所
オンライン開催とし、登壇者は各自別々の場所（研究室・自宅等）より参加する。時差や都合によりライブによる参加が難しい登壇者については、予め録画した動画を配信する可能性がある。
請負者が配信拠点の手配を行い、場所の借り上げが必要な場合は費用を明細に含めるものとする。

6. プログラム概要
プログラムの概要は、開催挨拶（3 名)、基調講演（1 名)、講演（5 名)、パネルディスカッション、閉会挨拶である。詳細は資料 1 参照。なお、使用言語は英語である。

7. 事務局

国際農研「TICAD8 サイドイベント」事務局とする。

8. 業務内容

① 全体の運営を把握し、業務を管理する責任者を配置し、国際農研事務局と連絡を取りながら円滑に運営を行うこと。

② セミナー開催前日までに、海外との接続を含めた接続テストを実施し、講演者と段取り等について事前打合せを行うこと。事前録画ファイルがある場合には事務局で準備する。

③ 参加者に Web 会議システム Zoom を利用したライブ映像配信を行うこと。パスコードを有効化し、最大 500 名が視聴できるようにすること。事務局が指定した者以外の一般参加者からは、他の一般参加者が表示されないよう設定すること。視聴者は勝手に音声や映像を流すことができないようにすること。

④ ライブ配信に必要な映像と音声の機材を用意するとともに、操作等を行う人員を確保すること。また、各機材間の映像とプレゼンテーション画面の切り替え（ビデオを含む）を適宜行うことができる人員を配置すること。さらに、音声の収集、録音を行うこと。

⑤ 幕間スライドとして、講演タイトルと講演者の氏名を英文で挿入すること。

⑥ ライブ配信用のパソコンを用意するとともに、関係する機器の操作を行うこと。講演用プレゼンテーションデータ（PPT もしくは PPTX ファイル）は、事前にバックアップをとるなど、アクシデントに対応できるよう対処すること。

⑦ 同時通訳は、農業・環境分野の国際会議における同時通訳経験者とし、専門性と実績を有する者（A クラス以上）を 2 名以上手配すること。

⑧ 全体の司会進行を担当する者を 1 名配置すること。使用言語は英語とする。司会進行は国際会議等における司会等の経験者であること。司会者用の進行台本を英語で作成すること。ただし、パネルディスカッションについては、進行役（Moderator）を別途設けるため、質疑応答を含め対応する必要は無い。

⑨ 質疑応答に関しては、Zoom の動画配信・会議ツールの Q&A 機能等を利用して受け付けた質問をパネルディスカッションの進行役が英語で読み上げ、必要に応じてライブ参加している登壇者に画面を切り替えて回答する形式とする。

⑩ Zoom の同時通訳機能を用いて、同時通訳が滞りなく行われるように運営すること。

⑪ ライブ配信した映像を解像度 720p 以上で録画し、セミナー終了後の 8 月 31 日（水）までに国際農研事務局宛に MP4 ファイルですみやかに提出すること。なお、映像の版権は、国際農研に帰属するものとする。ただし、同時通訳音声の二次使用は行わない。

⑫ 主に広報誌等に掲載する記録用写真として、各登壇者に対して複数のスクリーンショットを撮影すること。これらの写真データも 8 月 31 日（水）までに国際農研事務局宛に提出すること。映像の版権は、国際農研に帰属するものとする。

9. その他

① セミナーの準備に必要な期間は、事務局と協議し十分に確保すること。

② 不明な点や詳細は、必ず以下の担当者と打ち合わせること。

担当　情報広報室　大森圭祐　　Tel: 029-838-6708

③ 参加申込みは、国際農研のホームページ上で行い、国際農研事務局が参加登録者リストを作成し、事務局が招待メールを送信する。

④ プライバシーマーク登録証又はISO27001認証の写しを提出すること。

⑤ 総括窓口を設定し、情報セキュリティを確保するための体制を含めた実施体制を整備し、各工程の進捗情報も含め、管理すること。また、実施する体制に変更が生じた場合には、事前に（やむを得ず事後となる場合には速やかに）担当者に申し出るとともに、各種情報の徹底等の教育を図ること。連絡窓口（担当者）を明記した本契約を実施するための実施体制図を提出すること。

⑥ 緊急時の対処方法についても、あらかじめ策定し、担当者との共有を行うこと。

⑦ 業務実施者に対し情報セキュリティ教育を実施し、人的ミスや認識不足によるトラブルを防止すること。

10. 打ち合わせ

円滑に業務を遂行するため、業務受注後、開催前の 2 回程度、事務局と打ち合わせを行い、詳細を十分確認すること。打ち合わせはオンラインを想定しているが、国際農研に来所を依頼する可能性もある。

打ち合わせの際には、議事録を作成・提出（協議後一週間を目途）し、国際農研担当者の承認を受けること。

11. 定めなき事項

この仕様書に定めのない事項又は、この業務の遂行に当たり疑義を生じた場合は、 事務局と協議すること。

また、新型コロナウイルス感染拡大の状況等により、仕様内容を変更する場合がある。

12. 情報セキュリティに関する遵守事項

① 受注者に提供する情報は、本業務を遂行するためのものである。業務の遂行以外の目的で情報を利用しないこと。

② 受注者は、「調達における情報セキュリティ基準」に則り、情報の取扱い、情報セキュリティインシデント等への対処体制等に関する情報セキュリティ実施手順を作成し、国際農研の確認を受けること。

③ 本業務の実施にあたり、受託者は国際農研の意図しない変更が行われないことを保証するための品質保証体制を定め、国際農研に提出すること。国際農研の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等国際農研と連携して原因を調査し排除するための手順及び体制を整備すること。

④ 受注者の資本関係・役員等の情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提出すること。
⑤ 本業務において情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに国際農研に報告しなければならない。
⑥ 本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、国際農研は、本仕様書において求める情報セキュリティ対策の実績について、随時報告を求めることができる。
⑦ 上記の報告に基づき、情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を国際農研が認めた場合は、両者による協議を行い、合意した対応を採ること。
⑧ 本仕様書において国際農研が求めるセキュリティ要件及び受注者が本業務の遂行のために整備したセキュリティ対策を、本業務に従事する全ての者に周知徹底すること。
⑨ 国際農研内で業務を遂行する際、受注者が持ち込んだ機器の国際農研内通信回線への接続は禁止とする。
⑩ 本業務で取り扱う各種情報のうち、要保護情報として取り扱う情報の範囲及びその格付け・取扱制限、パスワード生成ルール等については、初回ミーティング等で共有するなど、必要となる対策を検討し、実施すること。
⑪ 本業務で取り扱う要保護情報が不要になった場合は、確実に返却または抹消すること。

13. 関係規程

① 本業務の遂行にあたっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の最新版、「国際農林水産業研究センター情報セキュリティポリシー関係規程」等を参照し、必要に応じて国際農研の説明を受け、定められている事項を遵守すること。
② 「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）の内容を遵守遂行すること。

14. 再委託

① 受注者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。受注業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を国際農研に申請し、承認を得ること。
② 本仕様書等が定める受注者の責務は、再委託先も負う。なお、再委託された業務に係る最終的な責任は受注者が負う。

資料 1

TICAD8 サイドイベント　オンラインセミナー

「アフリカ農学と土壌肥沃度・貧栄養土壌管理の課題」プログラム案

Time (JST)	Session	Speakers (tentative)
17:00 - 17:10	Opening Remarks	3 名予定（日本国内）
17:10 - 17:30	1. Keynote Lecture	1 名（海外予定）
17:30 - 18:00	2. Technology development to Solve Low Fertility/Nutrient Bottlenecks	3 課題 3 名（日本国内予定）
18:00 – 18:20	3. Social Implementation	2 課題 2 名（日本国内予定）
18:20 - 18:25	Group photo shoot including time coordination	
18:25 - 18:55	4. Panel Discussion: Perspectives from panelists	上記講演者に加え、進行役
18:55 - 19:00	5. Concluding Remark- A way forward (5')	1 名（日本国内）

調達における情報セキュリティ基準

1. 趣旨

調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）は、国際農林水産業研究センター（以下「国際農研」という。）が行う調達を受注した者（以下「受注者」という。）において当該調達に係る要保護情報の管理を徹底するため、国際農研として求める情報の取扱い手順を定めるものであり、受注者は、契約締結後速やかに、本基準に則り情報セキュリティ実施手順を作成し、適切に管理するものとする。

2. 用語の定義

(1)「要保護情報」とは、紙媒体・電子媒体の形式を問わず、国際農研が所掌する事務・事業に係る情報であって公になっていない情報のうち、当該調達の履行のために国際農研から提供された情報であって、「機密性」「完全性」「可用性」の対応が必要な情報であり、受注者においても情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。

(2)「機密性」とは、限られた人だけが情報に接触できるように制限をかける必要性をいう。

(3)「完全性」とは、不正な改ざんなどから保護する必要性をいう。

(4)「可用性」とは、利用者が必要な時に安全にアクセスできる環境確保の必要性をいう。

(5)「情報セキュリティインシデント」とは、要保護情報の漏えい、紛失、破壊等のトラブルをいう。

(6)「取扱者」とは、当該調達の履行に関連し、要保護情報の取扱いを許可された者をいう。取扱者は、取扱者名簿への登録を必須とし、国際農研との共有を図ること。

(7)「取扱施設」とは、要保護情報の取扱い及び保管を行う施設をいう。

(8)「情報セキュリティ実施手順」とは、当該調達の契約締結後、本基準に基づき、受注者が情報の取扱い手順について定めるものである。詳細については、本基準３．情報セキュリティ実施手順の作成を参照のこと。

3. 情報セキュリティ実施手順の作成

受注者は、４．及び５．に示す各項目についての対応を検討し、「情報セキュリティ実施手順」として作成し、国際農研の確認を受けなければならない。国際農研の確認後、変更が必要な場合には、あらかじめ変更箇所が国際農研の定める本基準に適合していることを確認のうえ、国際農研の再確認を受けなければならない。

4. 受注者における情報の取扱い対策

(1)情報を取り扱う者の特定（取扱者の範囲）

- 要保護情報の取扱者（再委託を行う場合の取扱者も含む）の範囲は、履行に係る必要最小限の範囲とするとともに、適切と認める者を充てること。
- 取扱者以外の利用は禁止する。
- 情報の取扱いに際し、国際農研が不適切と指摘した場合には、できるだけ速やかに取扱者を

交代させること。

(2)取扱者名簿の提出

受注者は、(1)で特定した取扱者の名簿を作成し、国際農研に提出すること。名簿には、以下の情報を盛り込むこと。また、情報の管理責任者を定め、国際農研に提出すること。取扱者に変更が必要と判断した場合には、遅延なく国際農研に名簿の更新を申し出、確認を得ること。

・氏名
・所属する部署
・役職
・国籍等
・資格等を証明する書類（調達仕様書に定めがある場合のみ）

(3)取扱い施設等の対策

受注者は、要保護情報を取り扱う施設を明確にすること。

取扱施設に対する条件は以下のとおりとする。

・日本国内（バックアップ等を含め）に設置されていること。
・物理的なセキュリティ対策として、適切なアクセス制限の適用が可能なこと。
・(1)で特定した者以外（第三者）への情報漏洩対策並びに取扱施設での盗み見対策等を適切に講ずることが可能なこと。

(4)要保護情報の適切な保管対策の徹底

・受注者は、要保護情報を保管する場合、施錠および暗号化等の対策を適切に講じなければならない。
・要保護情報の電子データを端末・外部電子媒体等で管理する場合には、不要な持出し等が行われないための対策を行うこと。
・受注者は、要保護情報を取扱施設以外で取り扱う場合における対策を定め、適切に持出し等の記録を行うこと。
・情報セキュリティインシデントの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、適切な措置を講じるなど、常にリスクの未然防止に努めること。

(5)情報セキュリティ実施手順の周知

受注者は、(1)で特定した要保護情報を取り扱う可能性のある全ての者に作成した情報セキュリティ実施手順を周知徹底のうえ、適切な管理体制を構築すること。また、再委託等により要保護情報を取り扱う作業に従事する全ての者（国際農研と直接契約関係にある者を除く。）に対しても周知徹底のうえ、受注者と同等の管理を行うこと。

(6)取扱者の遵守義務

・取扱者は、国際農研から提供を受けた要保護情報に対し、提示された格付けおよび取扱い制限を厳守し、利用すること。
・取扱者の要保護情報の複製および貸出しを禁止する。複製及び貸出しが必要な場合には国際農研の事前許可を得ること。
・守秘義務及び目的外利用の禁止

受注者は、取扱者に対し、履行開始前に守秘義務及び目的外利用の禁止を定めた契約又は合意を行わなければならない。

合意事項には、取扱者の在職中及び離職後において、知り得た国際農研の要保護情報を第三者に漏洩禁止の旨を含むこと。

・要保護情報の返却・破棄及び抹消

受注者は、接受、作成、製作した要保護情報を国際農研に返却、または復元できないように細断等確実な方法により破棄又は抹消すること。

(7)要保護情報の管理台帳の整備ならびに取扱いの記録、保存

① 台帳の管理

受注者は、履行期間中の要保護情報の管理に対し、接受、作成、製作、返却、破棄、抹消等の各プロセスにおいて、接受（作成）日、情報名、作成者、保管場所、取扱者、保存期限、抹消日等を明記した台帳を整備し、記録・管理を行い、履行期間満了時に国際農研に提出すること。

② 作成、製作した情報の取扱い

受注者は、作成、製作された全ての情報は、要保護情報として取り扱う。要保護情報としての取扱いを不要とする場合は、理由を添えて国際農研に確認を行うこと。

③ 要保護情報の保有

受注者は、返却、破棄、抹消の指示を受けた当該情報を引き続き保有する必要がある場合には、その理由を添えて、国際農研に協議を求めることができる。

(8)情報の取扱い状況の調査

・受注者は、情報の取扱い状況について、定期的及び情報セキュリティの実施に係る重大な変化が発生した場合には、調査を実施し、その結果を国際農研に報告しなければならない。また、必要に応じて是正措置を取らなければならない。

・受注者は、管理責任者の責任の範囲において、情報セキュリティ実施手順の遵守状況を確認しなければならない。

(9)情報セキュリティ実施手順の見直し

受注者は、情報セキュリティ実施手順を適切、有効及び妥当なものとするため、定期的な見直しを実施するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化及び情報セキュリティインシデントが発生した場合は、その都度、見直しを実施し、必要に応じて情報セキュリティ実施手順を変更し、国際農研の確認を得なければならない。

5. 情報セキュリティインシデント等に伴う受注者の責務

(1)情報セキュリティインシデント等の報告

受注者は、情報セキュリティインシデントが発生（可能性の認知を含む）した時は、初動対応を実施後、速やかに発生した情報セキュリティインシデントの概要を国際農研に報告しなければならない。

概要報告後、情報セキュリティインシデントの詳細な内容（発生事案、被害状況、国際農研要保護情報への影響の有無、適用した対策、再発防止策　等）をとりまとめの上、国際農研に

提出すること。

情報セキュリティインシデントの発生に伴い、当該契約の履行が困難な場合には、国際農研担当者との打ち合わせの上、決定することとする。

報告が必要な情報セキュリティインシデントの例は以下のとおり。

次に掲げる場合において、受注者は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握しうる限りの全ての内容を報告しなければならない。また、その後速やかに詳細を国際農研に報告しなければならない。

・要保護情報が保存されたサーバ等の不正プログラムへの感染又は不正アクセスが認められた場合
・要保護情報が保存されているサーバ等と同一のイントラネットに接続されているサーバ等に不正プログラムへの感染又は不正アクセスが認められ、要保護情報が保存されたサーバ等に不正プログラムへの感染又は不正アクセスのおそれがある場合
・要保護情報の漏えい、紛失、破壊等のトラブルが発生した場合

(2)情報セキュリティインシデント等の対処等

① 対処体制及び手順

受注者は、情報セキュリティインシデント、その疑いのある場合及び情報セキュリティリスクに適切に対処するための体制、責任者及び手順を定め、国際農研に提出しなければならない。

② 証拠の収集・保存と解決

受注者は、情報セキュリティインシデントが発生した場合、その疑いのある場合には、発生したインシデントの種類に応じた要因特定が可能となる証拠等の収集・保存に努めなければならない。

また、速やかに対処策・改善策を検討し、適用すること。

③ 情報セキュリティインシデント発生に伴う報告

受注者は、発生した情報セキュリティインシデントの経緯及び対応結果（リスク未対応の有無を含む）を国際農研に報告し、概要について国際農研との共有を図ること。

また、必要に応じて、情報セキュリティ実施手順の見直しも検討すること。

6. その他

(1)国際農研による調査の受入れと協力

受注者は、国際農研による情報セキュリティ対策に関する調査の要求があった場合には、これを受入れなければならない。また、国際農研が調査を実施する場合、国際農研の求めに応じ必要な協力（職員又は国際農研の指名する者の取扱施設への立入り、書類の閲覧等への協力）をしなければならない。

(2)業務遂行上疑義が発生した場合は、速やかに国際農研に申し出ること。発生した疑義は協議の上、対応を決定するものとする。

(3)本基準に定めのない事項については、国際農研情報セキュリティポリシーを参照し、適切に実施すること。